

平成 20 年度

外務省 省庁別財務書類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

外務省 省庁別財務書類（一般会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	14
参考情報	
1. 外務省の所掌する業務の概要	23
2. 外務省の組織及び定員	23
3. 外務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ	24
4. 平成20年度歳入歳出決算の概要	25
5. 公債関連情報	25

外務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	29
連結業務費用計算書	30
連結資産・負債差額増減計算書	31
連結区分別収支計算書	32
注記	34
附属明細書	40

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成20年 3月31日)	本会計年度 (平成21年 3月31日)		前会計年度 (平成20年 3月31日)	本会計年度 (平成21年 3月31日)
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
未収金	1,641	1,657	未払金	24	1,188
前払費用	29	25	賞与引当金	3,441	3,275
貸付金	105	93	退職給付引当金	71,119	68,821
貸倒引当金	-	△ 1,618	その他の債務等	40	1,819
有形固定資産	338,995	342,532			
国有財産（公共用 財産を除く）	332,872	334,815			
土地	180,389	180,345			
立木竹	303	307			
建物	89,030	89,302			
工作物	58,980	59,229			
建設仮勘定	4,167	5,631			
物品	6,123	7,716			
無形固定資産	12,286	12,467			
出資金	8,062,990	8,162,980			
資 産 合 計	8,416,049	8,518,137	負 債 合 計	74,626	75,104
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	8,341,422	8,443,032
			負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	8,416,049	8,518,137

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度	本会計年度
	(自 平成19年4月 1日) (至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月31日)
人件費	70,829	71,066
賞与引当金繰入額	3,441	3,275
退職給付引当金繰入額	4,468	2,307
補助金等	2,610	2,547
委託費等	509,899	528,319
独立行政法人運営費交付金	168,674	166,677
庁費等	79,139	88,682
その他の経費	29,417	30,645
減価償却費	6,626	3,503
資産処分損益	△ 28	1,263
貸倒引当金繰入額	-	1,618
支払利息	-	211
本年度業務費用合計	875,079	900,121

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成19年 4月 1日) (至 平成20年 3月 31日)	本会計年度 (自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月 31日)
I 前年度末資産・負債差額	8,017,831	8,341,422
II 本年度業務費用合計	△ 875,079	△ 900,121
III 財源	874,533	903,811
主管の財源	10,089	18,697
配賦財源	864,443	885,114
IV 無償所管換等	153,372	147,234
V 資産評価差額	172,748	△ 49,499
VIII その他資産・負債差額の増減	△ 1,984	185
IX 本年度末資産・負債差額	8,341,422	8,443,032

区分別収支計算書

(単位：百万円)

I 業務収支	前会計年度	本会計年度
	(自 平成19年4月1日) (至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
1 財源		
主管の収納済歳入額	10,573	19,008
配賦財源	864,443	885,114
財源合計	875,017	904,123
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 77,077	△ 79,114
補助金等	△ 2,610	△ 2,547
委託費等	△ 509,899	△ 528,319
独立行政法人運営費交付金	△ 168,674	△ 166,677
庁費等の支出	△ 83,565	△ 92,054
その他の支出	△ 29,417	△ 31,701
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 871,243	△ 900,415
(2) 施設整備支出		
建物に係る支出	△ 3,725	△ 3,278
工作物に係る支出	△ 48	△ 429
立木竹に係る支出	-	△ 0
施設整備支出合計	△ 3,773	△ 3,707
業務支出合計	△ 875,017	△ 904,123
業務収支	-	-
II 財務収支	-	-
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

- ・ 国有財産台帳に記載する邦貨額は、送金時の支出官事務規程第 21 条レートによる。
- ・ 外貨為替レートによる円換算により 1 円未満の端数が生じる場合は、工事等の全体価格においてこれを切り捨てる。
- ・ 在外公館が所有する車両の自賠償保険料の邦貨額は、送金時の支出官事務規程第 21 条レートにより換算し、1 円未満を切り捨てている。

(参 考) 支出官事務規程第 21 条レート

通貨名		平成19年度	平成20年度
US\$	アメリカドル	116	113
EUR	ユーロ	147	164
CAD	カナダドル	103	118
D. KR	デンマーククローネ	20	22
N. KR	ノルウェークローネ	18	21
S. KR	スウェーデンクローネ	16	18
S. FR	スイスフラン	94	99
£	イギリスポンド	216	234
S\$	シンガポールドル	73	78
A\$	オーストラリアドル	87	103

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

- ・ 本省分の国有財産については、定率法により減価償却を行っている。
- ・ 在外分の国有財産については、価格改定が行われていないため、国有財産台帳に記載されている取得価格をもって計上しており、減価償却は行っていない。
- ・ 物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法により減価償却を行っている。
- ・ ファイナンシャルリース取引に伴うリース取引に伴うリース物品については、取得価格相当額を計上し、リース期間終了後の残存価格をゼロとした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

(イ) 在外公館定期不動産貸借権

- ・ 期間が無期限のものについては取得価格で計上し、期間が有限のものについては契約期間に基づく定額法により減価償却を行っている。
- ・ 在外公館定期不動産貸借権については、社会主義国及び旧英国連邦諸国にみられるような、社会体制の制約から所有権の取得が認められない国にある長期の期限付不動産権であり、具体的には英米法の「定期不動産権：Leasehold」等に該当する権利である。我が国国有財産法上定められている無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権）とは、自から性質を異にしているし、また、用益物件（地上権、鉱業権等）でもない。

なお、貸借権については、国有財産として登録していない。

(ロ) ソフトウェア

ソフトウェアについては、簡便的に、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金、貸付金等のうち一般債権については、過去3年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額を計上している。履行期限到来済債権等の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金(年金)に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの（平成21年3月末現在）

（単位：百万円）

名称等（訴訟名等）	請求金額	事件番号	訴訟の概要
損害賠償請求事件 （いわゆる中国残留邦人訴訟）			中国残留婦人・邦人に対し、国が早期の帰国実現措置を怠った、帰国を妨害した、帰国後の自立支援を怠ったことにより、損害を被ったとして、国に対し、損害賠償を求めたもの。＜関係省庁＞厚生労働省、法務省、外務省
東京（個別）	60	最高裁 平成19年（材）第442号	平成18年2月15日東京地裁判決で国側勝訴。原告が控訴。平成19年6月21日東京高裁判決で国側勝訴。原告が上告。
東京（個別）	1	東京高裁 平成19年（ネ）第1319号	平成19年5月14日東京地裁判決で国側勝訴。原告が控訴。
東京（1次訴訟）	1,320	東京高裁 平成19年（ネ）第1319号	平成19年1月30日東京地裁判決で国側勝訴。原告が控訴。
大阪（1次訴訟）	1,056	大阪高裁 平成17年（ネ）第2458号	平成17年7月6日大阪地裁判決で国側勝訴。原告が控訴。
神戸（1次訴訟）	2,145	大阪高裁 平成19年（ネ）第281号	平成18年12月1日神戸地裁判決で国側敗訴（損害賠償額468百万円）。国および原告が控訴。
神戸（2次訴訟）		神戸地裁 平成16年（ワ）第1485号	（1次訴訟に併合）
神戸（3次訴訟）		神戸地裁 平成17年（ワ）第1026号	（1次訴訟に併合）
徳島	132	高松高裁 平成19年（ネ）第183号	平成19年3月23日徳島地裁判決で国側勝訴。原告が控訴。
札幌（1次訴訟）	2,805	札幌地裁 平成15年（ワ）第2636号	平成19年6月15日判決で国側勝訴。原告が控訴（控訴状未送達）。
札幌（2次訴訟）		札幌地裁 平成16年（ワ）第1121号	（1次訴訟に併合）
名古屋（1,2次訴訟）	5,544	名古屋地裁 平成15年（ワ）第4003、4004号	平成19年3月29日判決で国側勝訴。原告が控訴（控訴状未送達）。
名古屋（3次訴訟）		名古屋地裁 平成16年（ワ）第1769号	（1,2次訴訟に併合）
広島（1次訴訟）	2,013	広島地裁 平成15年（ワ）第1599号	平成19年4月25日判決で国側勝訴。原告が控訴（控訴状未送達）。
広島（2次訴訟）		広島地裁 平成16年（ワ）第632号	（1次訴訟に併合）
広島（3次訴訟）		広島地裁 平成18年（ワ）第290号	（1次訴訟に併合）
高知（1次訴訟）	1,848	高知地裁 平成15年（ワ）第435号	平成19年6月15日判決で国側勝訴。原告が控訴（控訴状未送達）。
高知（2次訴訟）		高知地裁 平成16年（ワ）第414号	（1次訴訟に併合）
高知（3次訴訟）		高知地裁 平成16年（ワ）第431号	（1次訴訟に併合）
高知（4次訴訟）		高知地裁 平成17年（ワ）第407号	（1次訴訟に併合）
仙台（1次訴訟）	165	仙台地裁 平成17年（ワ）第628号	
仙台（2次訴訟）	660	仙台地裁 平成17年（ワ）第843号	
仙台（3次訴訟）	693	仙台地裁 平成17年（ワ）第1606号	
山形	1,122	山形地裁 平成17年（ワ）第154号	
さいたま	396	さいたま地裁 平成17年（ワ）第796号	

名称等（訴訟名等）	請求金額	事件番号	訴訟の概要
東京(2次訴訟)	19,437	東京地裁 平成14年(ワ)第27908号	
東京(3次訴訟)	10,593	東京地裁 平成15年(ワ)第21768号	
東京(4次訴訟)	4,158	東京地裁 平成16年(ワ)第20946号	
東京(5次訴訟)	528	東京地裁 平成17年(ワ)第13185号	
長野(1次訴訟)	2,607	長野地裁 平成16年(ワ)第165号	
長野(2次訴訟)		長野地裁 平成17年(ワ)第369号	(1次訴訟に併合)
名古屋(4次訴訟)	1,287	名古屋地裁 平成17年(ワ)第1836号	
京都(1次訴訟)	3,597	京都地裁 平成15年(ワ)第2740号	
京都(2次訴訟)		京都地裁 平成16年(ワ)第2047号	(1次訴訟に併合)
京都(3次訴訟)		京都地裁 平成17年(ワ)第2190号	(1次訴訟に併合)
大阪(2次訴訟)	3,696	大阪地裁 平成15年(ワ)第13832号	
大阪(3次訴訟)		大阪地裁 平成16年(ワ)第4585号	(2次訴訟に併合)
大阪(4次訴訟)		大阪地裁 平成17年(ワ)第5884号	(2次訴訟に併合)
岡山(1次訴訟)	891	岡山地裁 平成16年(ワ)第149号	
岡山(2次訴訟)		岡山地裁 平成16年(ワ)第611号	(1次訴訟に併合)
岡山(3次訴訟)		岡山地裁 平成17年(ワ)第78号	(1次訴訟に併合)
岡山(4次訴訟)		岡山地裁 平成17年(ワ)第510号	(1次訴訟に併合)
福岡(1次訴訟)	4,290	福岡地裁 平成16(ワ)第3636号	
福岡(2次訴訟)		福岡地裁 平成17年(ワ)第1258号	(1次訴訟に併合)
福岡(3次訴訟)		福岡地裁 平成17年(ワ)第1845号	(1次訴訟に併合)
福岡(4次訴訟)		福岡地裁 平成18年(ワ)第555号	(1次訴訟に併合)
鹿児島(1次訴訟)	792	鹿児島地裁 平成15年(ワ)第705号	
鹿児島(2次訴訟)		鹿児島地裁 平成17年(ワ)第421号	(1次訴訟に併合)
損害賠償請求事件	197		平成19年6月に在ロサンゼルス総領事館内にてパハレーン人の旅券を紛失したことにより、申請人の旅券の再発給及び米国滞在許可の再取得に係る費用について、館側が賠償する責任が生じた。 米国の滞在許可を取得するためには米国外に出国する必要があるため、現在、近隣地で取得できるよう手配中であり、右手続きが終了次第、同総領事館より請求額をりん請越す予定。 ※9月末現在の推定請求額は、約1,700米ドル相当となっている。

名称等（訴訟名等）	請求金額	事件番号	訴訟の概要
損害賠償請求事件	5	東京地裁 平成 18 年(ワ)第 26746 号	原告がインドネシアで不法滞在容疑で不当に拘留されたのは在スラバヤ総の援護対応が不適切であり、自国民の保護義務を怠り、職務の怠慢だとして損害賠償を請求してきたもの。平成 20 年 2 月 12 日東京地裁で国側勝訴。原告が控訴。
損害賠償請求事件	88	東京地裁 平成 19 年(ワ)第 18304 号	原告夫妻は、昭和 60 年 9 月に娘夫妻が暴力団の関係する事件に関わったとして、米国麻薬取締局の保護を受けるため、兵庫県警の関与により自己の意志ではなく強制的にハワイに住むこととなったが、ハワイに移住後、総領事館に帰国希望などを述べたが聞き入れられず、長期にわたり放置されたので、在外邦人救護義務に対する不法行為であるとして損害賠償を請求。 ※平成 21 年 7 月 27 日、東京地裁は原告の請求を棄却したが、原告側は控訴した。
不作為の違法確認等請求控訴事件	1	平成 20 年(行コ)第 22 号	原告による情報公開請求に対し、当省が開示決定期限等につき、適正な手続きを取らなかったとして、本件情報公開請求への対応の違法性をもって損害賠償請求を求めるもの。一審で仙台地裁は原告の訴えを全面的に退け、国が全面勝訴。現在、仙台高裁において審理中。
ODA 訴訟 (コタバンジャン・ダム訴訟)	約 55,778 (被告四者に する請求額)	東京地裁 平成 14 年(ワ)第 19276 号 平成 15 年(ワ)第 6732 号 平成 16 年(ワ)第 104 号	日本政府がインドネシア政府に供与した ODA によって実施されたダム建設事業に伴い強制移転させられ損害を被ったとして、移転住民約 8,400 名が国(外務省、財務省、経済産業省)、国際協力銀行、国際協力機構及び東電設計を相手取り、損害賠償等を求めて提訴したもの。
文書不開示決定処分取消等請求事件	83	東京地裁 平成 21 年(行ワ)第 120 号	ジャーナリスト、学者、作家等 63 名(原告含む)が外務省及び財務省に対して行ったいわゆる沖縄密約に関わる情報公開請求に対し、外務省及び財務省が「不存在による不開示」決定を行ったところ、原告は同決定を不服として、不開示決定の取消し、当該文書の開示の義務付け、及び賠償金の支払いを求めたもの。(関係省庁)外務省、財務省、法務省
損害賠償等請求事件 (いわゆる東京大空襲訴訟)	1,236	東京地裁 平成 19 年(ワ)第 5951 号	東京空襲の被害者である原告 112 名が戦争を開始した国の責任を追及し、国は民間人被害者に対する援助を怠ったとして、謝罪と損害賠償を求めたもの。平成 21 年 5 月に終結。(関係省庁)総務省、厚生労働省、法務省、防衛省、外務省
損害賠償等請求事件 (いわゆる東京大空襲訴訟 2 次訴訟)	220	平成 20 年(ワ)第 6297 号	1 次訴訟に併合
損害賠償等請求事件 (いわゆる大阪空襲訴訟)	198	大阪地裁 平成 20 年(ワ)第 16178 号	大阪空襲の被害者である原告 18 名が、戦争を開始し終戦を遅らせた国の責任を追及し、国が民間人被害者に対する援護策を怠ったとして、謝罪と損害賠償を求めたもの。(関係省庁)総務省、厚生労働省、法務省、防衛省、外務省

(注 1) 現在係争中であって、国または国の機関を被告とした訴訟で、且つ、敗訴した場合に外務省所管一般会計歳出予算で負担することになる事件について記載している。

(注2) 名称等欄は、事件の通称名を記載している。

(注3) 金額欄は、国側が敗訴した場合に、国が支払うこととなる支払（見込み）額とし、金額が不明な場合は「－」を記載している。

(注4) 事件番号ごとに記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 34,785 百万円

(2) 継続費

継続費による翌年度以降に係る支出予定額 なし

(3) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 94,215 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

当省は合算すべき特別会計がないため、一般会計省庁別財務書類が省庁別財務書類となっている。

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：(貸付金)帰国費貸付金債権、海外滞在費貸付金債権

(未収金)返納金債権、損害賠償金債権、金銭引渡請求権債権

懸念の内容：納付期限を1年以上超えての滞納

金額：(貸付金)93 百万円、(未収金) 1,657 百万円

(4) 業務費用計算書における収益の計上

・「資産処分損益」において、有形固定資産の売却等に伴い生じた処分益 1,263 百万円を計上している。

(5) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「未収金」には、損害賠償金等の未収分を計上している。
- ・「前払費用」には、車両自賠責保険料の未経過分を計上している。
なお、在外公館の所有車両については、外国の特殊事情から車両ごとの保険料を計上することは困難なため、既支払額の1/2を計上している。
- ・「貸付金」には、個人に対する貸付金を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価額、償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「土地」には、主に外務省庁舎等の敷地に係る用地を計上している。

- ・「立木竹」には、主に外務省庁舎等の敷地上の樹木等を計上している。
- ・「建物」には、主に外務省庁舎等を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に対する構築物等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に国有財産台帳に登録される予定の価格を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、在外公館定期不動産貸借権の他、電話加入権等については取得価格、ソフトウェア等については取得に要した費用又は国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、年金給付、児童手当、公務災害補償費、遺族補償年金及びPFI事業等に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース物件にかかる契約済額、特定国有財産整備特別会計への未渡不動産を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、賞与支給時に前年度引当金の取り崩しを行い、当年度末残高との差額の繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に引当金の取り崩しを行い、当年度末残高との差額の繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、分担金、拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の用途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の用途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、損害賠償金債権の回収不能見込額を計上している。
- ・「支払利息」には、リース債務の支払利息を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、(款)諸収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を引いた金額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、特定国有財産整備特別会計への未渡不動産の増減、連結対象法人への出資金の増減に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額の計を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、財務書類作成上生じた発生原因が不明な差額等を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

③ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を引いた金額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち、職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、分担金、拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出等を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、主に在外公館施設の工事等に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

(6) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ④ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な会計処理の誤謬の修正

ア リース物件が貸借対照表の物品に未計上であったが、本年度より計上している。この修正により本年度の貸借対照表において物品が1,803百万円増加し、その他の債務等が1,803百万円増加している。

イ PFIによる国有財産(平成19年度引渡)にかかる未払金が貸借対照表に未計上であったため、本年度より計上している。この修正により本年度の貸借対照表において未払金が1,163百万円増加し、資産・負債差額が同額減少している。

ウ 損害賠償金債権に対する貸倒引当金が未計上であったが、回収可能性を勘案し、本年度より計上している。この修正により、本年度の貸借対照表において貸倒引当金が1,618百万円増加し、資産・負債差額が同額減少している。

エ 平成16年度以降の国有財産の減価償却計算の方法を見直したため、貸借対照表における建物が

408 百万円、工作物が 309 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

オ 平成 18 年度及び平成 19 年度のソフトウェアの計上漏を修正したため、貸借対照表における無形固定資産が 408 百万円増加し、資産・負債差額が同額増加している。

カ 在外公館の建設仮勘定の誤謬を修正したため、貸借対照表における建設仮勘定が 692 百万円減少し、資産・負債差額が同額減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	個人	11
損害賠償金債権	個人	1,644
金銭引渡請求権債権	個人	0
合計		1,657

② 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人	105	2	14	93	帰国費、滞在費
合計	105	2	14	93	

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	1,641	15	1,657	-	1,618	1,618	履行期限到来 債権等の特定 の債権につい ては、個別の 債権ごとの回 収可能性を勘 案した回収不 能見込額を計 上している。
履行期限到来等債権	1,641	15	1,657	-	1,618	1,618	
返納金債権	0	11	11	-	-	-	
損害賠償金債権	1,640	3	1,644	-	1,618	1,618	
延滞金債権	0	△0	-	-	-	-	
金銭引渡請求権 債権	0	0	0	-	-	-	
貸付金	105	△12	93	-	-	-	
履行期限到来等債権	105	△12	93	-	-	-	
帰国費貸出金債	103	△13	90	-	-	-	
海外滞在費貸出 金債権	1	1	2	-	-	-	
合計	1,747	2	1,750	-	1,618	1,618	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産除く)	332,872	7,545	4,656	945	-	334,815
行政財産	329,163	6,972	3,621	945	-	331,568
土地	179,739	8	70	-	-	179,677
立木竹	302	10	6	-	-	306
建物	87,307	2,458	1,411	548	-	87,806
工作物	57,646	1,392	495	396	-	58,146
建設仮勘定	4,167	3,101	1,637	-	-	5,631
普通財産	3,709	573	1,035	-	-	3,247
土地	650	77	59	-	-	667
立木竹	1	0	0	-	-	0
建物	1,722	325	552	-	-	1,495
工作物	1,334	170	422	-	-	1,082
物品	6,123	3,743	1,005	1,145	-	7,716
物品	6,123	1,170	1,005	374	-	5,913
リース物件	-	2,573	-	770	-	1,803
小計	338,995	11,289	5,662	2,090	-	342,532
(無形固定資産)						0
国有財産	9,235	3	57	160	-	9,021
行政財産	9,235	3	57	160	-	9,021
在外公館定期不動産賃借権	9,235	3	57	160	-	9,021
ソフトウェア	3,014	1,648	-	1,252	-	3,410
電話加入権	36	0	0	-	-	36
小計	12,286	1,652	57	1,413	-	12,467
合計	351,282	12,942	5,720	3,503	-	354,999

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
【市場価格のないもの】							
○金庫・特殊銀行							
国際協力銀行	7,878,370	△ 487,797	66,200	7,456,772	-	-	-
(海外経済協力勘定)							
○独立行政法人							
国際交流基金	110,153	2,817	-	-	△ 3,943	-	109,027
国際協力機構							
(一般勘定)	74,466	8,866	-	-	△ 10,729	-	72,603
(有償資金協力勘定)	-	-	7,390,855	-	590,493	-	7,981,349
合計	8,062,990	△ 476,114	7,457,055	7,456,772	575,821	-	8,162,980

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○独立行政法人									
国際交流基金	112,417	3,390	109,027	112,970	112,970	100%	109,027	109,027	法定財務諸表
国際協力機構									
(一般勘定)	140,144	67,541	72,603	83,332	83,332	100%	72,603	72,603	法定財務諸表
(有償資金協力勘定)	11,037,217	3,055,867	7,981,349	7,390,855	7,390,855	100%	7,981,349	7,981,349	法定財務諸表
合計	11,289,780	3,126,799	8,162,980	7,587,159	7,587,159	-	8,162,980	8,162,980	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	外務省職員	5
公務災害補償費	外務省職員	18
PFI事業	民間企業	1,163
合計		1,188

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	48,786	2,807	1,706	47,685
恩給給付費に係る引当金	-	-	-	-
整理資源に係る引当金	20,542	1,693	591	19,440
国家公務員災害補償年金に係る引当金	1,790	104	9	1,695
合計	71,119	4,605	2,307	68,821

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	1,803
特定国有財産整備特別会計への未渡不動産	特定国有財産整備特別会計	16
合計		1,819

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	外務本省	在外公館	合算合計
人件費	21,048	50,017	71,066
賞与引当金繰入額	3,275	-	3,275
退職給付引当金繰入額	2,307	-	2,307
補助金等	2,547	-	2,547
委託費等	527,874	445	528,319
独立行政法人運営費交付金	166,677	-	166,677
庁費等	37,300	51,382	88,682
その他の経費	8,382	22,263	30,645
減価償却費	3,342	160	3,503
資産処分損益	1,005	257	1,263
貸倒引当金繰入額	1,618	-	1,618
支払利息	166	45	211
本年度業務費用合計	775,548	124,572	900,121

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
< 補助金 >			
(組織) 外務本省			
(項) 地域別外交費			
(目) 国際友好団体補助金	財団法人 交流協会	1,485	日中国交正常化に伴う断交後における民間レベルでの人的交流、在留邦人の保護及び邦人旅行者の入域滞在、台湾住民の日本入国等に対する各種の便宜並びに貿易、経済の促進あるいは技術の交流、その他の諸関係が支障なく維持遂行されるよう必要な調査を行うと共に適切な措置を講ずること等を目的としている。
(目) 北方領土対策事業費補助金	(1) 社団法人 北方領土復帰期成同盟 (2) 社団法人 千島歯舞諸島居住者連盟	77	(1) 我が国固有の領土である北方領土問題の本質及び我が国への帰属の正当性について、国民世論を正しく啓発し、これによって、世論の結集を図り、北方領土の我が国復帰促進を図ることを目的とする。 (2) 北方地域に関する領土の復帰等の解決を促進するとともに千島、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞諸島の元居住者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

名称	相手先	金額	支出目的
(項) 分野別外交費			
(目) 政府開発援助国際友好民間団体補助金	(1) 財団法人 海外日系人協会 (2) 社団法人 国際協力会 (3) 財団法人 日本国際問題研究所	186	(1) 海外日系人が移住国の経済、文化及び社会の発展等に果たす役割の重要性にかんがみ、海外日系人との連絡及び協力を推進し、並びに我が国及び地方自治体等が行う国際協力及び国際交流事業に協力することにより我が国と海外諸国との交流及び協力を促進し、もって海外諸国の対日理解の促進と各国間の親善と相互の繁栄に寄与することを目的とする。 (2) 我が国民間の対外姿勢に一貫性を維持することが、我が国外交の円滑化と拡大する民間外交において必要であることが与党の指示を得て、国民基盤強化のため、これら民体間連帯を維持・強化しつつ、国際友好の実を挙げることを目的とする。 (3) 1) 国際問題の調査研究、2) 国際問題に関する知識の普及及び情報の頒布、3) 我が国の外交を科学的に研究し、4) 全国の大学及び研究団体における国際問題の研究を奨励、5) 進んで世界の平和と人類の進歩に寄与する。
(目) 国際友好民間団体補助金	(1) 社団法人 国際農業者交流協会 (2) 社団法人 国際協力会 (3) 財団法人 日本国際問題研究所	232	(1) 我が国農業青年の海外派遣、開発途上国等海外諸国の農業研修生の受入等を行うことにより、我が国農業青年の国際感覚の涵養と資質の向上、開発途上国の農業者の養成等に努め、もって我が国農業の発展、開発途上国の農業の開発及び農業者レベルの国際交流の促進、更には世界の調和ある繁栄と平和に寄与することを目的とする。 (2) 我が国民間の対外姿勢に一貫性を維持することが、我が国外交の円滑化と拡大する民間外交において必要であることが与党の指示を得て、国民基盤強化のため、これら民体間連帯を維持・強化しつつ、国際友好の実を挙げることを目的とする。 (3) 1) 国際問題の調査研究、2) 国際問題に関する知識の普及及び情報の頒布、3) 我が国の外交を科学的に研究し、その政策の企画に建設的構想を提供、4) 全国の大学及び研究団体における国際問題の研究を奨励、5) 進んで世界の平和と人類の進歩に寄与する。
(項) 経済協力費			
(目) 政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	11団体13件	28	団体から提出された事業完了報告書を審査した結果、事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものと認められる。
小計		2,011	

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
(組織) 外務本省			
(項) 分野別外交費			
(目) 政府開発援助平和構築人材育成事業委託費	国立大学法人 広島大学	141	我が国外交上の課題である国際秩序形成への積極参加、対アジア・アフリカ外交の推進及び国連における積極外交を推進すべく、(1) 平和構築に関する最先端の情報・世界最高水準の内外の知見を日本国内で組織的に集約し、(2) アジアとの連携を図りつつ、(3) 世界各地の平和構築の現場で必要となる実践的な能力を備えた人材を育成することを目的とする。
(目) 平和構築人材育成事業委託費	上記に同じ	38	上記に同じ
(目) 政府開発援助啓発宣伝事業等委託費	財団法人 フォーリン・プレスセンター	110	我が国に関する正確で豊富な情報が迅速に海外に伝えられるよう、外国プレス関係者が直面する言葉の問題をはじめ、取材上の障害をできるだけ除き、「正しく、無駄なく、速やかに」取材活動ができるように支援することを目的とする。
(目) 啓発宣伝事業等委託費	上記に同じ	245	上記に同じ
小計		536	
合計		2,547	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
(組織) 外務本省			
(項) 分野別外交費			
(目) 包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	財団法人 日本国際問題研究所	239	1) 国際問題の調査研究、2) 国際問題に関する知識の普及及び情報の頒布、3) 全国の大学及び研究団体における国際問題の研究を奨励、4) 我が国の外交を科学的に研究し、その政策の企画に建設的構想を提供、5) 進んで世界の平和と人類進歩に寄与する。
(目) 政府開発援助難民等救援業務委託費	財団法人 アジア福祉教育財団	518	ベトナムをはじめとするアジア諸国等の孤児、母子、難民等の福祉のため必要かつ適切な援助、協力を行い、もって同地域諸国の民政安定に寄与するとともに、日本、同地域諸国間の友好親善を強化する。
(項) 経済協力費			
(目) 政府開発援助経済開発計画実施設計等委託費		606	政府開発援助(ODA)をはじめとする我が国の経済協力に携わる人材養成に資する事業を行うとともに、かかる人材養成を強化する観点から、我が国の大学等高等教育研究機関における開発援助に関する教育研究を振興し、もって、我が国の経済協力の効果的効率的な実施に資することを目的とする。

名称	相手先	金額	支出目的
(組織)在外公館			
(項)地域別外交費			
(目)経済改革促進支援事業等委託費	独立非営利法人 日本センター	445	ロシアにおける市場経済改革の成否は、国際社会全体や隣国たる日本にとって重大な問題であり、円滑な改革を促進すべく、日本センターを通じて我が国の経験やノウハウの移転を目的とするビジネス講座等を実施し、ロシアの市場経済を担う人材育成を行う。更には、こうした支援を通じて親日的となったロシア人を日露間の経済交流や文化交流の促進に資する人材として育成し、日露関係の発展に貢献する。
小計		1,808	
<交付金>			
(目)政府開発援助国際協力銀行交付金	特殊法人 国際協力銀行	6,750	国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入もしくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
(目)政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門交付金	独立行政法人国際協力機構	6,750	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
小計		13,500	
<援助費>			
(組織)外務本省			
(項)地域別外交費			
(目)サハラリン州経済改革促進等特別援助費	サハラリン州	149	サハラリン州に対する経済改革促進等のための支援に要した経費
(項)経済協力費			
(目)政府開発援助経済開発等援助費	開発途上国等	174,663	開発途上国に対する無償資金協力のうち、各種プロジェクト援助、水産関係援助、文化関係援助、災害関係援助等に要した経費
小計		174,813	
<分担金>			
(組織)外務本省			
(項)国際分担金其他諸費			
(目)政府開発援助経済協力国際機関分担金	国際連合事務局等	14,319	国際機関に対する分担金の支払い
(目)経済協力国際機関分担金	国際連合事務局等	61,092	国際機関に対する分担金の支払い
(目)国際原子力機関分担金		7,041	国際機関に対する分担金の支払い
(目)政府開発援助国際機関分担金		7,887	国際機関に対する分担金の支払い
(目)国際機関分担金	国際連合事務局等	113,385	国際機関に対する分担金の支払い
小計		203,727	

名称	相手先	金額	支出目的
< 拠出金 >			
(組織) 外務本省			
(項) 国際分担金其他諸費			
(目) 政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	A S E A N事務局等	119,982	国際機関等に対する拠出金の支払い
(目) 経済協力国際機関等拠出金		11,052	国際機関等に対する拠出金の支払い
(目) 政府開発援助国際原子力機関拠出金		1,449	国際機関等に対する拠出金の支払い
(目) 政府開発援助国際機関等拠出金		614	国際機関等に対する拠出金の支払い
(目) 国際機関等拠出金		1,370	国際機関等に対する拠出金の支払い
小計		134,469	
合計		528,319	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
独立行政法人 国際交流基金	12,892	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
独立行政法人 国際協力機構	153,785	独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
合計	166,677	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		708
	国有財産使用収入		-
	利子収入		3,863
納付金	雑納付金		-
諸収入	許可及手数料		5,206
	弁償及返納金		8,476
	雑入		442
合計			18,697

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (渡)	財務省	△ 40	在チリ大使館 旧公邸	特定国有財産整備特別会計から の売却委託	
	小計	△ 40			
特定国有財産整備特別 会計への未渡不動産	特定国有財産整備特別会計	24		特定国有財産整備特別会計への 未渡不動産の減少額	
	小計	24			
出資金等の増減	財務省	149,490		独立行政法人国際協力機構有償 資金協力部門への出資増	
	小計	149,490			
誤謬訂正(増)		841	物品	誤謬訂正等による増	
		408	無形固定資産	誤謬訂正等による増	
	小計	1,249			
誤謬訂正(減)		△ 408	建物	誤謬訂正等による減	
		△ 309	工作物	誤謬訂正等による減	
		△ 692	建設仮勘定	誤謬訂正等による減	
		△ 1,236	未払金	誤謬訂正等による減	
		△ 841	その他の債務等	誤謬訂正等による減	
	小計	△ 3,488			
合計		147,234			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 476,114	575,821	99,706	価格改定
(市場価格のないもの)	-	△ 149,206	△ 149,206	国際協力銀行の独立行政法人 化に伴う再評価差額
合計	△ 476,114	426,614	△ 49,499	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		273
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		708
	国有財産使用収入		-
	利子収入		3,863
納付金	雑納付金		-
諸収入	許可及手数料		5,206
	弁償及返納金		8,465
	物品売払収入		65
	雑入		427
合計			19,008

参考情報

1. 外務省の所掌する業務の概要

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている。

主な事務としては、日本国の安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流等に係る外交政策、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉、条約その他の国際約束の締結、国際情勢に関する情報の収集及び分析、海外における邦人の生命及び身体の保護等を行っている。

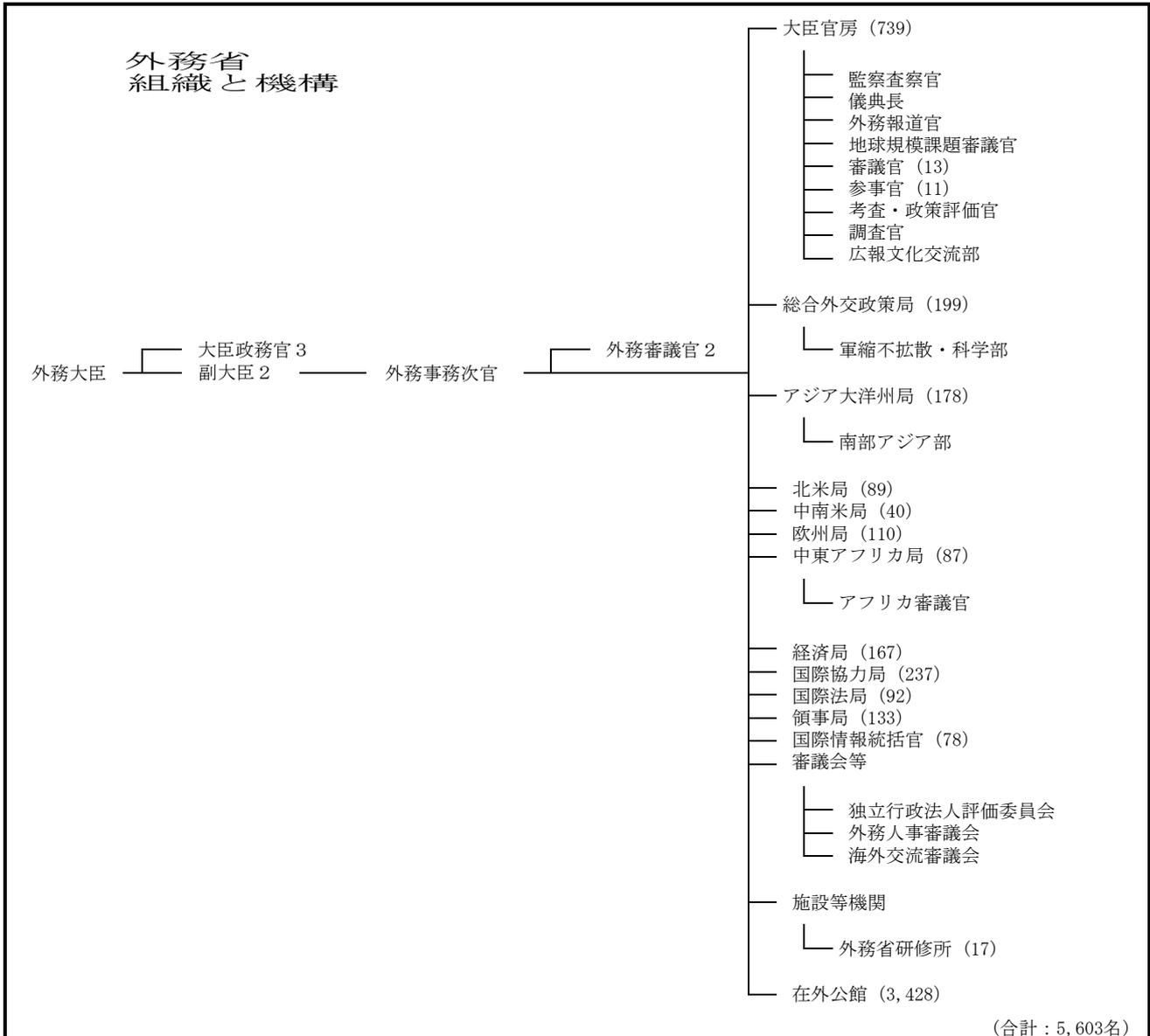
2. 外務省の組織及び定員

外務省の組織は、本省と世界各地にある 199 の在外公館から成る。

外務本省は、大臣官房及び国際情報統括官のほか 10 局 3 部より成り立っており、約 2,200 名の職員が働いている。大臣官房及び基本的な外交政策に関して調整を行う総合外交政策局を除く局は、地域別担当の 5 つの地域局（アジア大洋州、北米、中南米、欧州、中東アフリカ）と事項別担当の 4 つの機能局（経済、国際協力、国際法、領事）に分かれており、また情報収集分析を行う国際情報統括官が置かれている。大臣官房の下に広報文化交流部が、総合外交政策局の下に軍備不拡散・科学部、またアジア大洋州局の下に南部アジア部が置かれている。

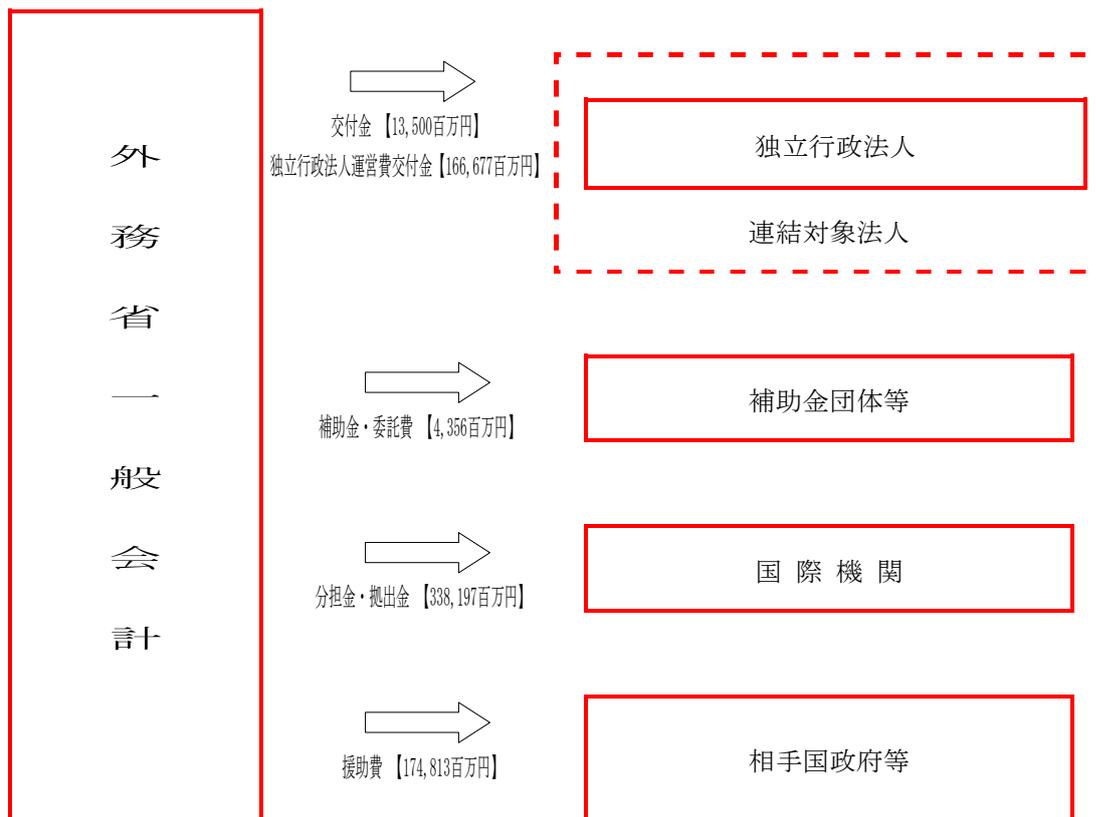
在外公館には、大使館、総領事館、政府代表部などがある。これらの在外公館には、全部で約 3,400 名の職員が働いている。

(参考) 平成 21 年 3 月 31 日現在。() 内は平成 20 年度末定員。



3. 外務省における会計・独立行政法人等への財政資金の流れ

(単位：百万円)



<連結対象法人に対し外務省より交付された（目）及び金額>

- (1) 独立行政法人国際協力機構
 - 政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金 153,785,611 千円
 - 政府開発援助国際協力銀行交付金 6,750,000 千円
 - 政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門交付金 6,750,000 千円
- (2) 独立行政法人国際交流基金
 - 政府開発援助独立行政法人国際交流基金運営費交付金 6,923,071 千円
 - 独立行政法人国際交流基金運営費交付金 5,969,166 千円

<業務関連性>

(1) 独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府ベースの技術協力の実施機関として、前身である国際協力事業団の設立以来、開発途上国の社会・経済が自立的・持続的に発展出来るよう、国造りを担う人材の育成を中心に様々な協力活動を実施している。具体的には、開発途上国の行政官や技術者を日本に招いての研修、日本からの専門的な技術・知識を有する人材の派遣及び必要な機材の供与、また国や地域の開発計画を作成するための様々な調査団の派遣等を行っている。

外務大臣は、JICA の主務大臣として、JICA に対して業務運営の効率化や業務の質の向上等について中期目標を定め指示する。また、途上国政府から在外公館を通じ要請された技術協力等案件の採択については外務省が行い、JICA はその後の業務の実施を担う。

従来、国際協力銀行（海外経済協力勘定）が行ってきた円借款候補案件に係る調査、借款契約の締結、供与案件の監理、債権管理等の有償資金協力業務を平成 20 年 10 月 1 日より独立行政法人国際協力機構（有償資金協力勘定）が引き継いでいる。

(2) 独立行政法人国際交流基金

独立行政法人国際交流基金は、日本の国際文化交流事業を推進するための専門機関として設立された外務省所管の特殊法人国際交流基金を前身とし、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化及びその他の分野において世界に貢献し、もって有効な国際環境の整備並びに調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とした活動を行っている。具体的には、文化芸術交流、海外での日本語教育、日本研究・知的交流等の分野において、人物の派遣及び招聘、催し物の実施、助成事業、資料の作成・収集、調査・研究活動など様々な事業を実施している。

外務大臣は、独立行政法人国際交流基金の主務大臣として業務運営の効率化や業務の質の向上等について明示的に中期目標を定める。また、業務の計画・立案、実施は国際交流基金の自主性に委ねられるが、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から、相手国との外交関係及び相手国の事情に即した事業を行うために外務省とは常に協議を行っており、海外での事業実施にあたっては、在外公館の協力を得ている。

4. 平成 20 年度歳入歳出決算の概要

一般会計

歳入決算		歳出決算	
収納済歳入額	19,008 百万円	支出済歳出額	904,123 百万円
利子収入		(組織) 外務本省	776,181 百万円
預託金利子収入	3,863 百万円	うち(項) 経済協力費	190,395 百万円
許可手数料		(組織) 在外公館	127,942 百万円
手数料	5,206 百万円		
弁償及返納金			
返納金	8,442 百万円		

5. 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>5,259,581 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>331,679 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>71,313 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>130,711 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>3,844 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,753 億円</u>

③ 財務省において計上されている①の計数を各省庁の資産・負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>148,544 億円</u>
---------------------	-------------------

・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>3,844 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>2,026 億円</u>